

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日 法律第127号）に基づく情報の公表

契約の内容

業務名称	押しボタン式投票装置投票機移設工事
場 所	東京都千代田区永田町1-7-1 本館
概 要	第25回通常選挙により、選出された障がい者を有する新議員に対応するため、既設投票機を大型車いすに対応した議席に移設及び改造する工事である。
予定価格（税込み）	13,926,000（円）
契約の相手方の商号又は名称及び住所	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3
随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 押しボタン式投票装置によるシステムは、三菱電機株式会社により制作された固有の専門的技術を有する機器、プログラムにより構成されており、システム及び装置の構成、運用を掌握していなければ工事を行うことができないため。
契約金額	13,310,000（円）
契約年月日	令和元年9月17日
履行期間	令和元年9月18日から令和2年3月27日まで
変更契約年月日	令和元年12月18日
変更金額	-7,150,000（円）
変更契約後の契約金額	6,160,000（円）
変更後工期	令和元年9月18日から令和元年12月27日まで
変更契約の理由	投票機の改造について、整備時期を改める必要が生じたため、工事の一部を取りやめる。